

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月27日 14時08分ごろ
発生場所	東京都江東区砂町運河夢の島大橋付近 洲崎三等三角点から真方位141°1,630m付近 (概位 北緯35°39.3′ 東経139°49.5′)
事故の概要	プレジャーボートシーガル33は、東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーガル33、4.4トン
船舶番号、船舶所有者等	230-58215東京、株式会社江戸川造船所（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底及び船外機のスケグに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約65cm（東京）
事故の経過	<p>本船は、レンタルボートで、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、クルージングを目的として、砂町運河に架かる夢の島大橋西方沖を約20ノットの対地速力で同橋中央部に向けて東進していた。</p> <p>船長は、砂町運河を約5回航行した経験があり、レンタルボートを利用する際、取扱いに関する書類をA社担当者から受け取り、内容を確認するよう言われたが、毎回同様な内容であると思い、同封の夢の島大橋南側の橋脚と護岸（夢の島側）との間にある浅瀬（以下「本件浅所」という。）が記載されたリーフレットを確認しなかった。</p> <p>本船は、左舷後方の近くを同航する屋形船と同じ頃に砂町運河に入り、船長が、同屋形船の前方に寄れないので、距離を取ろうと思い、右転して夢の島大橋南側の橋脚と護岸との間に向け、減速して航行を続けていたところ、衝撃を感じ、本件浅所に乗り揚げた。（図1参照）</p>

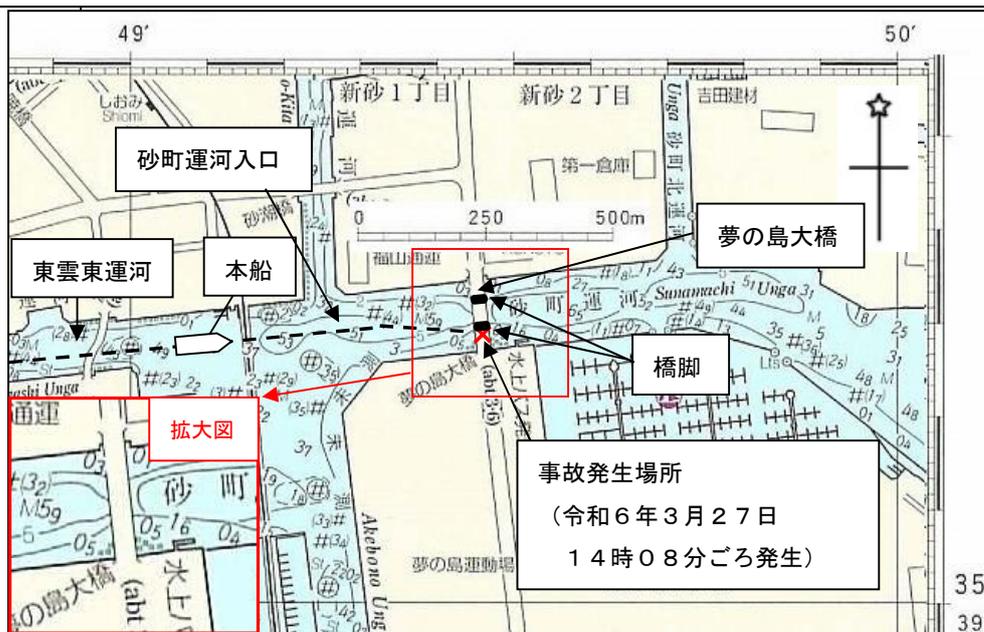


図1 事故発生場所概略図

船長は、機関を中立にし、本件浅所に乗り揚げていることを認め、錨を投入して、船内に浸水がないことを確認してA社担当者に連絡し、しばらくして潮位により離礁した後、A社の船舶によってえい航された。

船長は、本事故当時、本件浅所があることを知らず、GPSプロッターで夢の島大橋南側の橋脚と護岸との間を通過した過去の航跡を見たので、右転したが、水深を確認していなかった。

本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.7～0.8mであった。

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書によれば、平成25年8月以降、本事故を除き、本件浅所への乗揚事故が2件発生し、いずれも下げ潮の初期あるいは低潮時に砂町運河を東進中に右転して本件浅所に向け、事故に至っていた。(表1参照)

表1 本件浅所に乗り揚げた事故例

発生日時	船種 総トン数	負傷者	概要及び要因
平成25年 8月25日 00時30分ごろ	モーター ボート 3.2トン	なし	反航してくる客船を避けようとして夢の島大橋の南側に向けて右転した。
平成29年 3月20日 11時00分ごろ	プレジャー ボート 3.2トン	なし	反航してくるプレジャーボートを避けようとして夢の島大橋の南側に向けて右転し、同橋の橋脚付近に浅所があることを知らなかった。

公益社団法人関東小型船安全協会発行（平成29年7月15日初版発行）の事故多発エリアを注意喚起するリーフレットには、海のウォッチングマップとして7つのエリアを掲げ、エリア3については、夢の島大橋付近における浅瀬に関する情報等が記載されていた。（図2参照）



図2 海のウォッチングマップのエリア3

<p>分析</p>	<p>本船は、砂町運河を夢の島大橋中央部に向けて東進中、船長が、本件浅所があることを知らない中、左舷後方の近くを同航する屋形船と距離を取ろうと思い、右転して夢の島大橋南側の橋脚と護岸との間に向け航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターで夢の島大橋南側の橋脚と護岸との間を通過した航跡を見て、通航可能と判断したことから、右転して同橋南側の橋脚と護岸との間に向けたものと考えられる。</p> <p>船長は、レンタルボートを利用する際、事故多発エリアを注意喚起するリーフレットを受け取ったが、本件浅所の内容を確認していなかったこと、また、GPSプロッターで夢の島大橋の南側と護岸との間を通過した航跡を見たものの、水深を確認していなかったことから、本件浅所があることを知らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、砂町運河を夢の島大橋中央部に向けて東進中、船長が、本件浅所があることを知らない中、左舷後方の近くを同航する屋形船と距離を取ろうと思い、右転して夢の島大橋南側の橋脚と護岸との間に向け航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に海上保安庁刊行の海図及び潮汐表を活用して、水路調査を十分に行い、浅所を避けて航行すること。 ・ 船長は、レンタルボートを利用する場合、レンタル会社からの注意喚起のリーフレット及びGPSプロッターの情報を確認すること。 ・ 船長は、橋脚などによって可航幅が狭くなっている所で他船と同

	航する際、速力の増減を行って他船と距離を取ることが望ましい。
--	--------------------------------